

青警本保第654号
平成26年12月1日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）が制定され、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）の一部が改正されたことに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成26年12月青森県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）が別添のとおり制定された。

制定の趣旨及び内容は次のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

これまで銃刀法第4条の3第1項において、同法第4条の規定による許可を受けようとする者のうち、一定の者については、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知機能に関する検査を受けなければならない旨定められており、銃刀法第4条の3第2項においては、都道府県公安委員会は、当該検査を受けた者のうち、一定の者に対して、その者が介護保険法第8条第16項に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる旨定められていた。

しかし、改正法による改正後の介護保険法第5条の2において、認知機能及び認知症を規定することとなり、同改正により銃刀法の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものである。

2 制定の内容

- (1) 「介護保険法第8条第16項」から「介護保険法第5条の2」へ改めた。
- (2) 改正に伴い、一部規則の内容を見直した。

ア 医師の指定の変更及び解除についても青森県報で告示することとした。

イ 改正前の規則第1条の医師の指定を受けた者は、改正後の規則第1条の医師の指

定を受けた者とみなす。

3 施行期日

平成26年12月 1 日

担 当：保安課危険物係

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指
定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月一日

青森県公安委員会委員長 今井高志

青森県公安委員会規則第九号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

二 前項の規定は、医師の指定の変更又は解除について準用する。

附 則

一 この規則は、公布の日から施行する。

二 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則第一条の指定を受けている者は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則第一条の指定を受けたものとみなす。

改正案

現行

<p>銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則 (医師の指定)</p> <p>第一条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第四条の三第二項の規定による医師の指定は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。</p> <p>2 法第十二条の三の規定による医師の指定は、次の表の上欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則 (医師の指定)</p> <p>第一条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第四条の三第二項の規定による医師の指定は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。</p> <p>2 法第十二条の三の規定による医師の指定は、次の表の上欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p>
<p>診断の対象者</p> <p>法第五条第一項第三号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第八条第三号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第八条第三号に規定する病気にかかっている者</p> <p>介護保険法第五条の二に規定する認知症である者</p>	<p>診断の対象者</p> <p>法第五条第一項第三号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第八条第三号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第八条第三号に規定する病気にかかっている者</p> <p>介護保険法第八条第十六項に規定する認知症である者</p>
<p>医師</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>医師</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>(告示)</p> <p>第二条 青森県公安委員会は、前条の規定により医師を指定したときは、次に掲げる事項を青森県報で告示するものとする。</p> <p>(一) 指定した医師の氏名</p>	<p>(告示)</p> <p>第二条 青森県公安委員会は、前条の規定により医師を指定したときは、次に掲げる事項を青森県報で告示するものとする。</p> <p>(一) 指定した医師の氏名</p>

<p>(二) その者が勤務する病院等の名称及び所在地</p> <p>(三) 診断の対象者</p> <p>(四) 指定年月日</p> <p>2 前項の規定は、医師の指定の変更又は解除について準用する。</p> <p>第三条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>一 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>二 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則第一条の指定を受けている者は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則第一条の指定を受けたものとみなす。</p>	
	<p>(二) その者が勤務する病院等の名称及び所在地</p> <p>(三) 診断の対象者</p> <p>(四) 指定年月日</p> <p>第三条 (略)</p>